

備」との同等性が確保されていること。

2. 「既存製造設備」に係る製造工程についての工程管理の定期照査においての結果の集積により、当該工程が安定したものであることが確認されていること。
3. 当該製造設備に係る工程のロットサイズがほぼ一定しており、製造手順等に変更がないこと。

〔問〕 GMP 13-26 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 製剤工程を行う製造所において実生産規模での確認を行う際、使用する原薬については、他の製造業者等により製造されたものであっても3ロット別々のロットを使用した上で当該製剤工程に係るバリデーションを実施することとする必要があるか。

〔答〕 設問の場合においては、「原薬」は当該製造所においては原料である。当該製造所の「製剤工程」について実生産規模での確認を行うに当たって使用する原料は、規格に適合し当該製造所として適正に受け入れたものであれば、同一ロットのものを用いることとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-27 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) バリデーション基準別紙3-4-1の「予測的バリデーションの実施項目」は、どのように考えればよいか。

〔答〕 製造販売承認申請に当たり行う予測的バリデーションの目的は、製造販売承認申請書に記載された事項を含め構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法が実生産規模においても期待された結果を与えることを検証することにある。予測的バリデーションの範囲としては、「据付時における設備の適格性の確認(新設又は移設設備の場合)」及び「校正」によって適格であることを確認した設備を用いて、実生産を予測した「稼働性能適格性の確認」を行い、工業化研究の結果、類似製品の過去の製造実績等に基づき変動要因を特定し、設定した製造条件等について「実生産規模での確認」を行い、その結果を製品標準書等に反映させることと考えて差し支えない。

〔問〕 GMP 13-28 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 予測的バリデーションの「実生産規模での確認」において、実薬を使用せずに行うこととしても差し支えないか。

〔答〕 「実生産規模での確認」は、あらかじめ特定された製品の品質に影響を及ぼす変動要因に関して、その変動要因に対する許容条件が目的とする品質に適合する製品を恒常的に製造するために妥当であることを検証し、予測的バリデーションの最終段階において実施するものである。したがって、実薬を使って確認を行うものである。

〔問〕 GMP 13-29 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 実施対象となる製造工程については、どの程度のバリデーションを実施すればよいか。また、選択するとすればどのような基準により選択すればよいか。

〔答〕 製造工程のすべての工程又はバリデーション基準別紙3-4-3に記載されたすべての工程を対象にバリデーションを実施することとする必要は必ずしもない。ただし、重要工程のうち最終工程のみを評価すればよいのではなく、品質に大きな影響を及ぼすと考えられる重要工程については一般的に評価するものとするべきである。また、バリデーション基準別紙3-4-3に示されていない工程であっても、当該製品の品質に大きな影響を及ぼす工程がある場合においては、バリデーションを実施するものとする(例:溶出性の評価においてはコーティング工程も十分に評価するものとする。)

〔問〕 GMP 13-30 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 新規製造販売承認申請時に、既存設備を使用して製造を行うこととする場合においては、当該既存設備についてあらかじめ「据付時における設備の適格性の確認」、「校正」及び「稼働性能適格性の確認」を実施する必要はなく「実生産規模での確認」のみを実施することとしても差し支えないか。

〔答〕 製造する製品によっては使用条件を変更する必要がある製造設備もあり、例えば、稼働性能適格性の確認をあらかじめ実施する必要がある場合もあり得る。

〔問〕 GMP 13-3 1 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 「予測的バリデーション」の中で、実生産規模での確認に先立って実施する適格性確認等は、処方設計時又は製造方法検討時の小スケールのデータをもって充当することができるか。それとも、実生産スケールにおいての製造方法を確立しなければ、実生産規模での確認に先立つ適格性確認等が完了したものとはみなされないのか。また、この適格性確認等において必要な製造ロット数の規定は、特にないと解釈しても差し支えないか。

〔答〕

1. 予測的バリデーションにおいて、「実生産規模での確認」に先立って実施されるものは、「据付時における設備の適格性の確認」、「校正」及び「稼働性能適格性の確認」である。「稼働性能適格性の確認」については、最終的には実生産スケールにおいて行うことを原則とし、工業化研究の結果等を踏まえ確立した製造手順等が予想される操作条件の範囲全体にわたり、意図したとおり稼働することを確認するものである。
2. ただし、「実生産規模での確認」において「稼働性能適格性の確認」を併せて行うこととし、その旨がバリデーション実施計画書にあらかじめ明記されている場合においては、「稼働性能適格性の確認」は実生産スケールによらなくても差し支えない場合がある。なお、「実生産規模での確認」に先立って実施される工業化研究に必要なロット数については医薬品・医薬部外品 GMP 省令には規定されていない。

〔問〕 GMP 13-3 2 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) バリデーション基準でいう「実生産規模での確認」における「確認」とは、何をもって確認されたと判断するのか。例えば、製造所の最終製品の規格に合格することをもって「確認」としても差し支えないか。

〔答〕 「実生産規模での確認」は、「稼働性能適格性の確認」がなされた構造設備等を用いて、個々の設備、工程及び製品の品質等が期待される結果を達成していることを、実生産規模において製品を製造することによって確認することをいうものである。したがって、実生産規模において製造された製品がその規格に係る試験検査に合格することのみでは必ずしも十分ではなく、工程内管理に係る試験検査の実施又は採取数の増加等実生産規模においての製造の実施により可能な様々な確認を行うことにより、構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することとする必要がある。

〔問〕 GMP 13-3 3 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) バリデーション基準別紙 3-4-3 (重要工程の例) の固形製剤の品質特性としての溶出性に影響を及ぼす工程として打錠工程及び造粒工程が掲げられているが、製造販売承認(届出)書の規格において溶出試験が設定されていない場合においても、当該工程のバリデーションにおいて溶出性を対象とすることが必要か。

〔答〕 製造販売承認(届出)書の規格に定められていなければ実施義務はない。なお、品質再評価の対象品に係る製品については、GMP 13-4 6 を参照すること。

〔問〕 GMP 13-3 4 (予測的バリデーション・実生産規模での確認) 含量均一性について、バリデーション基準別紙 3-4-3 (重要工程の例) に例示された重要工程について実生産規模での確認を行おうとする場合において、バリデーション基準でいう「既許可品目」たる固形製剤に係る製品については、含量均一性試験法が承認書に規定されているもののみについて行うこととして差し支えないか。

〔答〕

1. 差し支えない。承認書に含量均一試験法が規定されていない製剤に係る製品については、生理活性、有効成分の濃度、製剤特性等を考慮して「含量の均一性」を製造業者等として確認することが望ましい。ここでいう「含量の均一性」の確認は必ずしも日本薬局方に定める含量均一性試験法の実施を意味するものではなく、①承認書に含量均一性試験法の規定はないが日本薬局方に定

める含量均一性試験法を準用して行う場合、②承認書に規定されている定量法により「含量の均一性」を確認する場合、③質量偏差試験により得られた製品の質量偏差を含量の偏差とみなし、個々の製品の質量を測定し、承認書に規定されている定量法により得られた有効成分含量を用いて「含量の均一性」を推定する場合（日本薬局方を参照すること。）等が考えられる。

2. なお、バリデーション基準中「既許可品目」に係る運用措置については、平成7年に旧バリデーション基準を新たに導入した際の既存許可品目を対象に想定していたものであり、施行通知によりこの措置が新たに適用される製品は事実上ないことに十分留意すること。

### 工程管理の定期照査

〔問〕 GMP 13-35（工程管理の定期照査） バリデーション基準2（2）コでは、「工程管理の定期照査」の定義として、「製造販売承認取得後等、日常的な工程管理結果及び試験検査結果を集積し、変動要因が許容条件内であることを定期的に評価、確認すること」とあるが、一般的な留意点を示してほしい。また、すべての変動要因について評価及び確認を行うことが必要か。

〔答〕

1. 工程管理の定期照査については、品質部門が実施するものとするのが望ましいこと。
2. 通例、年1回は実施するものであること。
3. 照査の対象には、重要な工程内管理及び製品の重要な試験検査の結果のほか、必要に応じて規格に適合しないすべてのロット又は管理単位、すべての重大な逸脱又は不適合に係る調査の内容、製造工程又は試験検査に係る変更の内容、安定性に関する試験の結果、関連の品質情報及び品質不良等の処理内容、関連の改善措置の妥当性等が含まれるものであること。
4. 必ずしもすべての工程のすべての変動要因について評価及び確認を行うこととする必要はないこと。例えば、重要工程における変動要因及び試験検査項目をあらかじめ適切に特定して実施することとしても差し支えないこと。
5. 照査の結果については評価を行い、是正措置又はバリデーションの再度の実施の必要性を検討するものとする。是正措置が必要であるとされた場合においては、その理由について記録を作成するものとし、当該是正措置を適時に効果的な方法により実施し、完了させるものとする。

〔問〕 GMP 13-36（工程管理の定期照査） 製品ロット数が多数の場合において、バリデーション基準でいう「工程管理の定期照査」の調査対象ロットは、どのように抽出することとすればよいか。

〔答〕 実施方法は、製造業者等として適切に設定しておくことで差し支えない。例えば、一定期間の全ロットを対象とする方法、年間を通じて多数ロットを生産しているような場合においてはランダムに抽出（抽出方法は工程管理の定期照査の目的（例えば季節変動の評価確認等）に見合ったものであること。）を行う等により製造工程の変動要因が許容条件内にあることを検証する方法等がある。

〔問〕 GMP 13-37（工程管理の定期照査） バリデーション基準でいう「工程管理の定期照査」には、日常使用される工程管理図による簡便な管理も含まれるか。

〔答〕 「工程管理の定期照査」の実施においては、過去に製造したロットについて、工程内管理データ、試験検査データ等を工程管理図に記入し、時系列的な解析を行うこととするのも一つの方法である。

〔問〕 GMP 13-38（工程管理の定期照査） 乾燥エキス粉末、軟エキス等（製造専用）に係る製品の原料となる生薬が天産物であり同一ロット内においても品質バラツキが生じるため、製品中

の指標成分データのロット間の平均値 $\pm 3\sigma$ による管理が困難となる場合においては、どのような方法により工程管理の定期照査を実施するものとするればよいか。

〔答〕 乾燥エキス粉末、軟エキス等に係る製品の各製造工程（抽出、濃縮、スプレードライ等）において、定められた設備を用い定められた製造条件において作業されたこと（下記「漢方エキス製品製造工程管理項目例示表」を参照すること。）を製造記録等から確認し、工程内管理値の変動が定められた範囲内にあることが確認されている場合においては、ロット間の平均値 $\pm 3\sigma$ の管理によらなくても、指標成分、エキス含量、乾燥減量等から必要な項目をあらかじめ選定し、対象ロットが承認規格の範囲内にあることを確認する等の方法によることとして差し支えない。

漢方エキス製品製造工程管理項目例示表

工 程	管理項目などの内容（例示）	
乾燥 エキス 製造 工程	①生薬入荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑別、形態学的品質（医療用漢方エキス製剤の製造管理及び品質管理に関する自主基準又は一般用漢方・生薬製剤の製造管理及び品質管理に関する自主基準を参照）</li> <li>起源、産地、残留農薬等</li> </ul>
	②切裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>全形生薬と刻み加工品との相関性（精油を含むもの、水溶性の成分を含むもの、灰分、乾燥減量）</li> <li>切裁生薬の保管条件</li> </ul>
	③秤量	<ul style="list-style-type: none"> <li>配合量、ロットの確認（複数ロットを混合する場合には、各ロットの配合比率）</li> </ul>
	④抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出機番号、仕込量、生薬投入順序、生薬切裁粒度、抽出溶媒の種類及び量、昇温温度、抽出温度、抽出時間（ろ過工程がある場合には、フィルターの管理方法等）</li> </ul>
	⑤濃縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮機番号、濃縮温度、濃縮時間、真空度、濃縮エキス液量（スプレードライの前の濃度調整）</li> </ul>
	⑥乾燥	<ul style="list-style-type: none"> <li>スプレードライ機番号、給気（排気）温度、送風量、噴霧ノズル径、（濃縮）エキス送液速度（流量計又は圧力計）、噴霧液量、噴霧に要する時間</li> </ul>
	⑦乾燥 エキス末	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質性の確認（指標成分、エキス含量、乾燥減量、かさ比容を時系列的に一定量採取し調査）。なお、最終混合工程を有する場合には、⑨に準じて実施すること。</li> <li>収率及び製造販売承認書の規格に係る試験（1ロットにつき1サンプルの採取及び試験でも差し支えない。）</li> </ul>
エキス 顆粒 製造 工程	⑧秤量	<ul style="list-style-type: none"> <li>配合量、原料ロットの確認（原料の乾燥エキス末を複数ロットにわたり使用する場合においては、あらかじめ混合し、少なくとも指標成分についてのロット内における均一性を確認しておくこと→工程管理の定期照査のためのデータを蓄積する際に必要となる。）</li> </ul>
	⑨混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合機番号、仕込量、原料投入順序、各原料の粒度及び含水率、混合速度（回転数）、混合時間</li> <li>均一性の確認（一定時間混合後、あらかじめ指定した箇所について一定量採取し評価：最も分析精度のよい指標成分を選定する。）</li> </ul>
	⑩造粒 （乾燥）	<ul style="list-style-type: none"> <li>造粒機番号。湿式法の場合においては水量及び滴下速度と造粒終点の確認方法等。乾式法の場合においては圧縮ローラーの速度、圧力の管理等。</li> <li>篩過残の再利用（湿式法の場合においては、投入方法及び篩過残投入量の限度）</li> <li>湿式法の場合においては、乾燥条件（温度、時間及び風量）及び乾燥の手順等</li> </ul>

⑪粉砕・分級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用機器番号、振動速度、篩目の大きさ、収率</li> <li>・ 均質性の確認（時系列的に試料を採取してもよい）各指標成分、エキス含量、乾燥減量、かさ比容、粒度分布、崩壊性等</li> </ul>
⑫充てん・閉そく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 充てん工程の初期、中期及び後期において1包ごとの質量を測定する。</li> <li>・ 使用機器番号、質量偏差試験（SP包装品等は、水圧等によるシールの完全性の確認）、資材の品質、収率、承認規格試験等</li> </ul>

### 回顧的バリデーション

〔問〕 GMP 13-39（回顧的バリデーション） 回顧的バリデーションを行うに当たっての一般的な注意事項を示してほしい。

〔答〕

1. 「十分確立されている製造工程」であること、具体的には例えば以下の条件（その他GMP 13-42を参照）が整っていることを事前に十分確認の上、その結果をバリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。
  - （1）重要な品質特性及び重要な工程パラメータが明らかにされていること。
  - （2）適切な工程内管理に係る試験検査の判定基準及び管理が設定されていること。
  - （3）職員の作業ミス以外の原因に起因する重要工程の不具合、製品の不良及び設備の適合性と関係なく起きる設備の不具合がないこと。
2. 回顧的バリデーションのために選択されたロットは、規格に適合しなかったすべてのロットを含めて、調査期間中に製造されたすべてのロットを代表するロットであり、工程の恒常性を実証する上で十分なロット数とすること。

〔問〕 GMP 13-40（回顧的バリデーション） バリデーション基準に関し、実生産規模での確認を適切に実施していれば、回顧的バリデーションは不要か。

〔答〕 不要である。

〔問〕 GMP 13-41（回顧的バリデーション） バリデーション基準2（2）スの回顧的バリデーションの定義にある「集積された試験検査結果及び製造記録を統計学的方法等により解析する」評価方法として、すべて「平均値±3σ管理」をすることとしないといけないか。

〔答〕 必ずしも測定値の平均値±3σ値による管理としなくても差し支えない。例えば、CV値、工程能力指数（C<sub>p</sub>k）、管理図等を用いることとしても差し支えないが、その工程に係る変動要因が許容条件内であるか否かを検証することができるものとしなければならない。

〔問〕 GMP 13-42（回顧的バリデーション） 既製造販売承認品目に係る製品の製造工程のうち、十分に確立されているものについては、実生産規模での確認の実施に代えて、例外的に回顧的バリデーションにより評価することとすることが可能とされているが、バリデーション基準でいう「十分に確立されている」製造工程に該当しない製造工程とはどのような製造工程か。

〔答〕 GMP 13-39に掲げるものに該当しないもののほか、例えば以下のような製造工程が挙げられる。

1. 過去に製造実績がない又は必要なロット数のデータが収集できていない製造工程
2. 原料、資材、手順、製造設備等について、製品の品質に大きな影響を及ぼしうる変更があった製造工程
3. 工程管理に不安定要素がある製造工程。例えば、次のような場合が考えられる。

- (1) 集積された試験検査結果及び製造記録を統計学的方法等により解析したとき、規格外となる可能性を推測することができる場合（製造所からの出荷の可否の決定に供される製品の測定値の平均値 $\pm 3\sigma$ 値が規格外となるおそれがある場合、工程能力指数（Cpk）が1.33を割り込む場合等を指す。ただし、成分の分析精度の面からこのような評価を行うことができない場合もある。）
- (2) 工程内管理に係る試験検査の実測値が適切に推移していない等、試験検査結果及び製造記録からは「十分に確立された」ことを確認することができない製造工程

〔問〕 GMP 13-43（回顧的バリデーション） バリデーション基準でいう回顧的バリデーションについて「集積された試験検査結果及び製造記録を統計学的方法等により解析する」とあるが、そのためにはどの程度の数のロットをどのように抽出することとすべきか。

〔答〕 工程の恒常性を実証するのに十分なロット数とし、規格に適合しなかったすべてのロットを含め調査期間中に実施したすべてのロットを代表するロットを選択するものとする。原則として20以上の連続したロットを対象とすることとして差し支えない。ただし、製造頻度の少ない製品については、少なくとも10以上の連続したロットを対象とすること。なお、年間を通じて多数のロットを製造しているような場合においては、連続していなくても、すべてのロットを代表するようにランダムに抽出することとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-44（回顧的バリデーション） 2～3年に1ロットしか製造しない製品等稀にしか製造しない製品については、「実生産規模での確認」を行うかわりに「回顧的バリデーション」を実施することとしてはならないのか。

〔答〕

1. 設問のような事例においては、「十分に確立されている製造工程」とはいえず、実生産規模での確認を行うかわりに回顧的バリデーションを行うことは認められない。
2. 生産頻度の極めて少ない製品を製造する際に、実生産規模での確認にかえてコンカレントバリデーションによるときは、コンカレントバリデーションを行うこととする合理的な根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

〔問〕 GMP 13-45（回顧的バリデーション） バリデーション基準でいう「既許可品目」たるエキス顆粒製剤に係る製品の製造工程について回顧的バリデーションを行う場合においては、概ね20ロットについて指標成分のデータをもって評価することとしても差し支えないか。また、製造販売承認（届出）書において複数の指標成分を規格として設定している場合においては、最も精度のよい厳格な分析を行うことができる成分の一つを選び、これを指標として回顧的バリデーションを実施することとしても差し支えないか。

〔答〕

1. まず、バリデーション基準中「既許可品目」に係る運用措置については、平成7年に旧バリデーション基準を新たに導入した際の既存許可品目を対象に想定していたものであり、施行通知によりこの措置が新たに適用される製品は事実上ないことに十分留意すること。
2. 回顧的バリデーションによることができるかについては、GMP 13-39及びGMP 13-42をもとに慎重に検討を行い、その上で回顧的バリデーションによることとしたときは、その旨を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。原則として20以上の連続したロットを対象とすること。ただし、製造頻度の少ない製品については、少なくとも10以上の連続したロットを対象とすること。
3. エキス顆粒製剤に係る製品の製造工程（混合造粒、乾燥、粉碎分級）において定められた設備を用い定められた製造方法により作業されたことを製造記録等から確認することができるようにされており、その製造記録等から他の成分に係るものも含め工程内管理値の変動が定められた範囲

内にあることが確認できる場合においては、指標成分のデータについて評価することとしても差し支えない。最も精度のよい厳格な分析を行うことができる1成分のデータのみをもって評価することとする（合理的な根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。）に当たっては、他の指標成分に係る工程内管理値のほか、エキス含量、乾燥減量、崩壊試験の結果等について規格の範囲内にあることをあらかじめ確認しておくこと。

### 変更時の再バリデーション

〔問〕 GMP 13-46（変更時の再バリデーション） 品質再評価の対象となる品目に係る製品については、どのようにバリデーションを行うこととすればよいか。

〔答〕

1. 品質再評価の対象となる品目に係る製品については、溶出性の見直しに対応した品質の確認が必要である。したがって、溶出性に関して実生産規模での確認がなされていないものについては、公的溶出試験法が確立した時点において、製品ごとに、実生産規模での確認を行うものとする必要がある。
2. なお、処方変更又は製造方法の変更により溶出性を変更する場合においては、検討段階において溶出性に影響を及ぼす工程（コーティング工程等）を把握した上で、実生産のための製造方法を確立し、溶出性に関して実生産規模での確認を行うものとする。

〔問〕 GMP 13-47（変更時の再バリデーション） 技術上やむを得ない原料の含量バラツキによる力価補正を行うために仕込量の増減を行うこととする場合においては、変更時の再バリデーションの実施は必要ないと考えて差し支えないか。

〔答〕 設問のような力価の補正による仕込量の変動は一定とみなして差し支えない程度のものであることが一般的であり、そのような場合においては、変更時の再バリデーションの実施事由には該当しないため変更時の再バリデーションの実施は必要ない。当該増減の実施については製品標準書にあらかじめ品質部門の承認を得て明記されており、かつ、製造指図書が増減を特定して指図を行うことができるようなものとするとともに、製造記録が適切に作成されるようになっていること。

〔問〕 GMP 13-48（変更時の再バリデーション） 変更時の再バリデーションに係る実生産規模での確認について、実施するロット数に規定はあるか。類似製品等の製造条件をもとに1ロットの製造をもって検証することができるのであれば1ロットのみの製造によることとしても差し支えないか。

〔答〕 特段の規定はないが、再現性の観点から原則3ロットの製造によることが望ましい。ただし、類似製品等に係る知見により、変更内容が製品の品質に影響を及ぼさないことを予測することができる場合においては、その合理的な根拠が、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記されていれば、認められる場合がある。

〔問〕 GMP 13-49（変更時の再バリデーション） 原料、資材、手順、製造設備等が同じであっても、ロットサイズのみを変更するとき、変更時の再バリデーションに係る実生産規模での確認を実施することとする必要があるか。

〔答〕 当該製造設備の設計能力の範囲内にあり、かつ既にバリデートされているロットサイズの1～2割の増減の範囲内であれば（何度も1～2割の増減を繰り返し、結果トータルとしてそれを超える増減となる場合を除く。）、変更時の再バリデーションを行わなくてもよい場合もある。原料その他の条件が同じであっても、ロットサイズの変更が品質に影響を及ぼすおそれのある場合は、変更時の再バリデーションを実施するものとする。

### 定期的な再バリデーション

〔問〕 GMP 13-50 (定期的な再バリデーション) 定期的な再バリデーションにおいて、容量が数トンある調製タンクのロードセルの校正については、計量の標準への追跡可能性(トレーサビリティ)が確保された基準分銅を用いた校正は困難であるため、当該基準分銅を用いて検定した小容量のタンクで計量した水を用いて行うこととしても差し支えないか。

〔答〕 必要とされる精度が確保されるのであれば、差し支えない。

〔問〕 GMP 13-51 (定期的な再バリデーション) 有効成分のみが異なる製品の定期的な再バリデーションは、同一の製造工程において製造するものであれば、いずれか代表製品のみをバリデートすることとしても差し支えないか。

〔答〕 5年ごとの定期的なGMP適合性調査の要件となる定期的な再バリデーションの内容は、有効成分のみが異なる製品を同一の製造設備を用いて製造する場合においては、当該製造設備について、定期的に据付時に確認した適格性が維持されていることを確認し、計器の校正を定期的に行うほか、無菌性及び非発熱性に関わる製造手順等については稼働性能適格性の確認を行うこととなる。ただし、無菌性及び非発熱性に関わる製造手順等については、有効成分のみ異なる製品を全く同一の製造設備を用いて製造する場合であっても有効成分の特性(粘性、沸点、融点等)の違いによって変動要因が変わるおそれがあるときは、製品ごとに定期的に稼働性能適格性の確認を行うこととしなければならない。代表的製品に係る結果をもって他の製品に係る定期的な再バリデーションを兼ねることとする場合においては、合理的な根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

〔問〕 GMP 13-52 (定期的な再バリデーション) バリデーション基準の3(1)イ(イ)に「工程管理の定期照査のデータ数が不十分なため、傾向の解析を行うことができず、実施時期及び実施項目がまだ確定していない場合においては、バリデーション手順書に実施時期、実施項目、検証その他必要な事項の設定の手順を示しておくこと」とされているが、他の類似製品の例を参考に実施時期及び実施項目を定めて、実施することとしても差し支えないか。

〔答〕 その後の工程管理の定期照査の結果等により見直す旨及び「他の類似製品」の例によることのできる合理的な根拠が、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記されている場合においては、差し支えない。

〔問〕 GMP 13-53 (定期的な再バリデーション) 無菌医薬品ではない医薬品に係る製品の品質に関する「定期的な再バリデーション」は、「保守点検時における設備の適格性の確認」及び「計測機器定期点検時の校正」が挙げられているが、バリデーション基準の「定期的な再バリデーション」の定義のうち「製造頻度及び工程管理の定期照査の結果等を考慮して実施時期及び実施項目を定め」の「実施時期」については、どのように定めたらよいか。

〔答〕 「保守点検時における設備の適格性の確認」及び「計測機器定期点検時の校正」の実施時期(頻度)は、通例、既に実施されたこれらの確認及び校正の結果のほか、製造頻度、工程管理の定期照査の結果等を考慮して定められる。

〔問〕 GMP 13-54 (定期的な再バリデーション) 日本薬局方に規定されている滅菌法(例えば121℃、20分間)に基づく滅菌工程を実施する場合において、設備の性能として滅菌装置の温度分布を無負荷の状態において既に確認している場合においても当該滅菌工程のバリデーションは必要か。

〔答〕 必要である。設問の場合において日本薬局方に規定の滅菌条件が滅菌工程の変動要因となる場合において、滅菌装置内に置かれたすべての被滅菌物の品温及び時間が日本薬局方に規定の滅菌条件を満足していることを、負荷時における熱分布試験及び熱透過試験によって検証する必要がある。

〔問〕 GMP 13-55 (定期的な再バリデーション) バリデーション基準別紙3-4-2において、無菌性及び非発熱性に関わる製造手順等についての定期的な再バリデーションには、「保守点検時における設備の適格性の確認」及び「計測機器定期点検時の校正」のほか、「稼働性能適格性の確

認」が義務づけられている。同一の高圧蒸気滅菌装置を用いて、同一の温度、同一の時間、同一の容器材質（形態）、同一の容量及び同一の荷積という条件において処方異なる数種類の製品の滅菌を最終滅菌法により行う工程について稼働性能適格性の確認を行う場合において、当該工程の代表製品に係るデータをその他の製品に係る稼働性能適格性の確認に代用することとしても差し支えないか。

〔答〕 高圧蒸気滅菌装置の保守点検及び計器の校正が適正に行われており、無菌性及び非発熱性以外の品質については評価が完了している場合であって、当該工程に係る製品ごとに熱透過性、薬剤の粘度等の特性を調査し各製品間の滅菌効果の同等性を担保することとしているときは、「代表製品」に係るデータにより評価を行うこととしても差し支えない。この場合においては、合理的な根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

### 洗淨バリデーション

〔問〕 GMP 13-56（洗淨バリデーション） バリデーション基準でいう「洗淨等の作業」のバリデーションに関しては、どの程度の範囲まで実施すればよいか。

〔答〕 洗淨作業のバリデーション（以下「洗淨バリデーション」という。）については、以下の点に留意して実施するものとする。

1. 少なくとも複数の製品の製造において共用される、製品の品質に影響を及ぼす設備器具について実施すること（一製品の製造に専用の設備器具であっても、劣化した残留物等を考慮して必要に応じ行うものとする。）。
2. バリデーションの対象となる洗淨方法について、残留物の量が限度値以下となることを保証するものとし、バリデートされた洗淨方法については、手順書等に反映するものとする。
3. 洗淨バリデーションに係るバリデーション実施計画書には、対象とする設備、手順、当該設備に係る製品等、許容水準、モニタリング及び管理を行うためのパラメータ、分析法、採取する検体の態様並びに当該検体の採取及び表示の方法を記載するものとする。
4. 分析法は、限度値相当の量の残留物を十分に検出することができるような特異性及び感度を有する妥当なものとする。
5. 採取方法については、設備表面から直接採取する方法（スワブ法）、リンス法等のうち適切なものを用い、洗淨後の設備表面に残留する残留物のレベルを定量的に測定することができるようにすること。原則としてスワブ法によることが望ましい。ただし、設備の設計又は工程上の制約のために製品等が接触する面の拭取りを容易に行うことができない場合（例：配管の内部、充てん機の接液部の内部、小型で複雑な設備等）においては、この限りでない。
6. 残留物の限度値は、实际的であり、達成可能であり、当該値未満であることを検証することが可能であり、最も毒性のある又は製品の品質に最も影響を及ぼす残留物又は汚染物に基づいたものとする。
7. 設備の洗淨作業及び殺菌消毒作業（サニタイゼーション）の手順等の検討に当たっては、当該作業が製品中の微生物数又はエンドトキシン量を管理する必要のある製造工程又はそれらによる汚染が問題となりうる製造工程に係るものである場合においては、微生物汚染及びエンドトキシン汚染を勘案したものとする。
8. 洗淨バリデーションを行った洗淨手順が日常の製造時に有効であることを保証するために、洗淨バリデーションを行った後においても適切な間隔で定期的にモニタリングを行うものとする。設備の洗淨に係るモニタリングは、分析によるほか、実施可能な場合においては目視により行っても差し支えないこと。

〔問〕 GMP 13-57（洗淨バリデーション） 複数の原薬に係る製品の製造を行う製造所において、当該原薬に係る製品の品質に影響を及ぼす重要工程（晶析工程等）以降の共用の製造設備を対象に洗淨バリデーションを行うとき、残留物又は汚染物の限度値はどのように考えればよいか。

〔答〕 残留物又は汚染物の限度値は、实际的であり、達成可能であり、当該値未満であることを検証することが可能であり、最も毒性のある又は製品の品質に最も影響を及ぼす残留物又は汚染物に基づいたものとする。設定の根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

〔問〕 GMP 13-58 (洗浄バリデーション) 洗浄バリデーションは3回の繰返しが必要か。

〔答〕

1. 洗浄バリデーションは、原則として3回の繰返しデータが必要である。
2. 新たに製造販売承認申請がなされた医薬品に係る製品の製造所において、当該医薬品の承認前GMP適合性調査を受けるに当たっては、当該製品を連続で3ロット製造した時点において実施した1回目の洗浄バリデーションのデータをもって足り、2回目以降の洗浄バリデーションの実施計画についてバリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。
3. 新製品でも、洗浄バリデーションに関して製造設備を共用する既存製品に係る残留物の量等の特性が類似していることを示す合理的な根拠がある場合においては、それがバリデーション実施計画書にあらかじめ明記されていれば、当該既存製品に係る洗浄バリデーション結果を利用することとしても差し支えない。ただし、当該新製品について、最低1回はその洗浄方法により同等の洗浄効果があることを確認するものとする。
4. 新設備でも、構造的に既存設備に類似しており、同等の洗浄効果があると考えられる場合において、その合理的な根拠がバリデーション実施計画書にあらかじめ明記されていれば、当該設備に係る洗浄バリデーション結果を利用することとしても差し支えない。ただし、最低1回はその洗浄方法により同等の洗浄効果があることを確認するものとする。

〔問〕 GMP 13-59 (洗浄バリデーション) バリデーション基準2(3)ウ「洗浄等の作業」のバリデーションでは、「合理的な根拠に基づき、指標となる成分のみをもって評価しても差し支えない」とあるが、具体的にはどのように指標成分を選定すべきか。

〔答〕 「洗浄等の作業」のバリデーションは、当該作業を実施することにより製品への汚染及び交叉汚染を十分防止することができることを保証することを目的とするものである。したがって、洗浄方法が同一である共用設備の洗浄のバリデーションについて指標となる成分を選定する場合には、各成分の溶解性、当該洗浄方法による除去の困難さ、残留物の限度値、生理活性、投与量、含量等を考慮し、その目的を達成することができることを検証しておくことが必要である。指標成分の選定根拠、指標成分としての残留限度値の設定根拠等を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

〔問〕 GMP 13-60 (洗浄バリデーション) 洗浄バリデーションを実施し、洗浄方法等を定めた自動洗浄システムを備えた共用の製造設備については、日常的な管理をどのように行うこととすればよいか。

〔答〕

1. 洗浄バリデーションにおいて得られた知見を反映した衛生管理基準書(GMP 8-2を参照)に従って日常の管理を行うこととするとともに、洗浄バリデーションを行った洗浄手順が日常の製造時に有効であることを保証するために、洗浄バリデーションを行った後においても適切な間隔で定期的にモニタリングを行うものとする。また、洗浄作業に使用する計器については定期的に校正を実施するものとする。
2. なお、洗浄方法等の作業を変更しようとする場合においては「変更時の再バリデーション」を実施するものとする。

〔問〕 GMP 13-61 (洗浄バリデーション) 洗浄バリデーションにおいて用いる分析法は目視による確認によることとしても差し支えないか。

〔答〕

1. 洗浄バリデーションに用いる分析法は、その目的を達成するに足りる方法である必要があり、分

析する残留物又は汚染物が限度値以下となるような場合においても適切な検出感度を持つものであることを検証しておく必要がある。目視確認についても、これらの点が満たされるものについては、定量法による分析に代えても差し支えない。

2. なお、目視確認によることとする場合においては、観察者による評価のばらつきが生じないように教育訓練の計画的実施等適切な措置をあらかじめ講じておく必要がある。

〔問〕 GMP 13-62 (洗浄バリデーション) バリデーション基準でいう「既許可品目」の洗浄工程について、日常の管理(目視での確認結果)によって、現在の洗浄方法に問題がないことが確認されている場合においては、当該「既許可品目」の洗浄工程について新たに洗浄のバリデーションを行わないこととしても差し支えないか。

〔答〕

1. まず、バリデーション基準中「既許可品目」に係る運用措置については、平成7年に旧バリデーション基準を新たに導入した際の既存許可品目を対象に想定していたものであり、施行通知によりこの措置が新たに適用される製品は事実上ないことに十分留意すること。
2. 設問の場合において、定められた洗浄方法により洗浄が行われ、洗浄の効果の確認(GMP 13-61の条件を満たす場合においては目視による確認によっても差し支えない。)を行うことができる場合においては、新たに洗浄バリデーションを行う必要はない。

〔問〕 GMP 13-63 (洗浄バリデーション) 製造設備の洗浄に洗剤(界面活性剤)を用いることとした場合において、洗剤成分の残留の有無の確認をするものとする必要があるか。

〔答〕 洗剤を用いて洗浄を行うこととする場合においては、洗浄バリデーションにおいて、定められた洗浄方法(すすぎ等)により洗剤成分の残留がないことを定量等により確認しておく必要がある。除去しやすい洗剤を用いることとする場合においては、GMP 13-61の条件を満たし、目視確認により残留限度値を十分検出することができることが検証されていれば、乾燥後の目視確認によることとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-64 (洗浄バリデーション) 内用液剤に係る製品の製造工程のうち、調製から充てんに係る工程の複数の製造設備の洗浄バリデーションについては、リンス法により最終洗浄液中の残留物又は汚染物の濃度が限度値以下であることを確認することをもって足りると考えて差し支えないか。

〔答〕 洗浄バリデーションに係る採取の方法については、設備表面から直接採取する方法(スワブ法)によることが望ましい。なお、配管の内部等、スワブ法によることが困難な部分についてはリンス法等適切な方法によることとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-65 (洗浄バリデーション) 同一の仕様の製造設備が2台ある。片方の製造設備の洗浄バリデーションの結果を、もう一方の製造設備の洗浄バリデーションに利用することとしても差し支えないか。

〔答〕 同一の仕様の製造設備の洗浄バリデーションの実施に当たっては、洗浄方法が同一であれば、片方の製造設備の洗浄バリデーションデータを他方の製造設備に係る洗浄バリデーションにおいて利用することとしても差し支えない。ただし、合理的な根拠を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記しておくこと。

〔問〕 GMP 13-66 (洗浄バリデーション) 洗浄バリデーションにおいて、配管の内部、充てん機の接液部の内部等手の届かない箇所からの採取においてもスワブ法によることとすべきか。

〔答〕 設問の場合のようにスワブ法の実施が物理的に困難な場合においては、リンス法によることとしてもやむをえない。ただし、その理由を、バリデーション実施計画書にあらかじめ明記してお

くこと。

### 製造支援システムのバリデーション

〔問〕 GMP 13-67 (製造支援システムのバリデーション) 「製造を支援するシステム」のバリデーションのうち、製造用水供給システムのバリデーションに関しては、どの程度の範囲まで実施すればよいか。

〔答〕 目的としている「製造用水供給システム」の特性を考慮し、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある場合において、その製造用水に期待される品質を合理的に保証することができる程度まで実施するものとする。検証の内容は目的とする対象により様々であり一概に決められるものではない。例えば、注射用水と造粒工程に用いる精製水とでは日本薬局方のそれぞれの規定が異なることから、「製造用水供給システム」の検証の内容は異なることとなると考えられる。

〔問〕 GMP 13-68 (製造支援システムのバリデーション) バリデーション基準2(3)において、「製造を支援するシステム」及び「洗浄等の作業」については「設備又は機器単位ごとに実施しても差し支えなく」とあるが、どのように実施すればよいか。

〔答〕 複数の製品の製造において共用する製造設備については、必ずしも製品ごとではなく製造設備ごとにその適格性の確認等を行うこととしても差し支えないという趣旨である。

〔問〕 GMP 13-69 (製造支援システムのバリデーション) 製造用水供給システム及び空調処理システムについて、モニタリングを行う項目、場所、時期等を定めて日常の工程管理を実施している場合において、定期的な再バリデーションの実施は必要か。

〔答〕

1. 定期的な再バリデーションとして、「保守点検時における設備の適格性の確認」及び「計測機器定期点検時の校正」を実施するものとする。また、無菌性及び非発熱性に関わる製造手順等においては、「稼働性能適格性の確認」についても実施するものとする。
2. ただし、設問の場合における「モニタリング」において稼働性能適格性の確認項目をすべて確認している場合においては、それをもって稼働性能適格性の確認としても差し支えない場合がある。

〔問〕 GMP 13-70 (製造支援システムのバリデーション) 空調処理システムのバリデーションに関しては、どの程度の範囲まで実施すればよいか。

〔答〕

1. 目的としている「空調処理システム」の特性を考慮し、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある場合において、当該「空調処理システム」により供給される空気に期待される品質を合理的に保証することができる程度まで実施するものとする。
2. なお、無菌製剤又は無菌原薬に係る製品の作業所に清浄な空気を供給する空調処理システムの場合においては、供給する空気の品質は、日本薬局方の参考情報に記載の「無菌医薬品製造区域の微生物評価試験法」の「無菌医薬品製造のための空気の清浄度」等を参照して設定した基準に、当該作業所が適合するようなものとする。
3. また、非無菌製剤に係る製品の場合においては、空気の清浄度レベルに関し、各製造業者等として基準を設定し、空気中の微粒子数を測定する等の環境測定により空気の品質を確認し、基準への適合を確保するものとする。

### バリデーション手順書

〔問〕 GMP 13-71 (バリデーション手順書) バリデーションは、構造設備、手順、工程その

他の製造管理及び品質管理の方法の多岐にわたる項目が対象となりうるが、医薬品・医薬部外品GMP省令第8条第4項第2号のバリデーション手順書は製品ごとにこれらすべての項目について作成することが必要か。また、検証の結果、品質部門への報告もすべて製品ごとに行うことが必要か。

〔答〕

1. まず、基本的に、バリデーション手順書においては、各般のバリデーション及びバリデーションの各段階における計画策定、確認、承認及び文書化の責任者に関して、製造業者等としての全般的な方針、考え方及び実施方法を定めるものとする。なお、これらは上位文書の基準書等で定めてもよい。
2. バリデーション手順書の内容は、製造所ごとに複数の製品共通のものとして作成しても差し支えない。他方、バリデーション基準に基づきバリデーション手順書に基づいて作成されるバリデーション実施計画書については、原則として製品ごとに作成するものとし、バリデーション結果報告書についても、製品ごとに報告するものとしなければならない。ただし、「製造を支援するシステム」及び「洗浄等の作業」のバリデーションに係るバリデーション実施計画書に関しては設備又は機器単位ごとに作成することとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-72 (バリデーション手順書) バリデーション手順書において、バリデーション実施計画書の承認は誰が行うものと規定すべきなのか。特に、予測的バリデーションの場合においては研究開発部門の責任者と規定しても差し支えないか。

〔答〕

医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準というバリデーション責任者である。ただし、分野ごとにバリデーション副責任者を置いた場合においては、医薬品・医薬部外品GMP省令第6条第4項の文書において規定した責任、権限等にしがって担当のバリデーション副責任者に分担して行わせることとしても差し支えない。

〔問〕 GMP 13-73 (バリデーション手順書) バリデーション基準2(4)ア(カ)に、バリデーション手順書において定めるべき事項として「その他必要な事項」とあるが具体的に何か。

〔答〕 製造業者等として、バリデーションを実施する上で必要な事項を定めるものである。該当するものがあれば、必ず記載するものとする。

〔問〕 GMP 13-74 (バリデーション手順書) バリデーション基準2(4)ア(イ)に、バリデーション手順書に定めるべき事項として「バリデーションの実施時期(タイミング)に関する事項」とあるが、具体的にどのように記載すればよいか。

〔答〕 バリデーション手順書においては「バリデーション実施計画書において実施時期を定め記載することとする」旨を定め、個別のバリデーションの具体的な実施時期は該当のバリデーション実施計画書に記載することとして差し支えない。

### バリデーション責任者

〔問〕 GMP 13-75 (バリデーション責任者) 医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準という「バリデーション責任者」たる職員は、当該製造所に所属する者でなければならないか。

〔答〕 製造業者等の職員であれば必ずしも当該製造所に所属する者でなくても差し支えない。なお、バリデーション責任者は、バリデーションに関する責任及び権限を有する者であり、製造業者等の規模に応じて製造所ごと又は製造業者等(法人)に1名置くこととしても差し支えない。また、必要に応じて副責任者を置くことは差し支えない。ただし、いずれの場合においても、それぞれの者の業務の責任、権限等をあらかじめ医薬品・医薬部外品GMP省令第6条第4項の文書及びバリデーション手順書にあらかじめ規定しておくこと。

〔問〕 GMP 13-76 (バリデーション責任者) 医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準でいう「バリデーション責任者」は、製造管理者との兼務としても差し支えないか。また、医薬品・医薬部外品GMP省令の他の規定の「あらかじめ指定した者」との兼務とすることは可能か。医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」は、職制上の責任者でなくても差し支えなく、特段の資格要件はないと解して差し支えないか。

〔答〕 設問のいずれの兼務についても、他の業務に支障がなく、かつ公正に行える範囲において差し支えない。施行通知第3章第3の13(2)にあるとおり、バリデーション責任者には、業務の内容を熟知した職員を指定するものとする。設問の「職制上の責任者」の意味が明らかではないが、当該職員の責任、権限等を医薬品・医薬部外品GMP省令第6条第4項の文書及びバリデーション手順書にあらかじめ適切に規定し、第13条の業務が円滑に行われるようにしておくこと。

〔問〕 GMP 13-77 (バリデーション責任者) 医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準でいう「バリデーション責任者」は、専門分野ごとに複数置くこととしても差し支えないか(バリデーションの内容から研究開発関係、製造関係、試験検査関係、設備関係等一人で全体を網羅することができないこともあるため)。

〔答〕 バリデーション責任者は、バリデーション全体に責任を負う者であって一つの製造所に複数置くことは認められない。ただし、バリデーションの実施においては、様々な部門の多岐に亘る職員が関与することとなりうることから、各分野ごとにバリデーション副責任者を置くことは差し支えない。その場合においては、それぞれのバリデーション副責任者の責任、権限等を医薬品・医薬部外品GMP省令第6条第4項の文書及びバリデーション手順書にあらかじめ適切に規定し明確にしておくこと。

#### バリデーション実施計画書等

〔問〕 GMP 13-78 (バリデーション実施計画書等) 医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準でいう「バリデーション責任者」を兼務する製造管理者が、製造部門の責任者、品質部門の責任者等により組織する「バリデーション委員会」を開催し、バリデーション実施計画書及びバリデーションの結果の評価及び承認を行うこととして差し支えないか。「バリデーション委員会」の役割、機能は別に定め、各バリデーションの実施責任は、各々の担当部署の責任者が負うことを定めている。

〔答〕 医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」としてのバリデーション責任者は、バリデーションの実施に関する責任及び権限を有する者でなければならない。したがって、設問のように「バリデーション委員会」を開催し、そこでバリデーション実施計画書の承認のための討議等を行うとしても、バリデーションの実施について最終的に責任を負う者は、バリデーション責任者となる。また、バリデーション実施計画書及び結果は、品質部門に文書により報告されなければならない。なお、委員会は、品質部門の意見が十分に反映されるような人数構成、採決方法をとるべきである。

〔問〕 GMP 13-79 (バリデーション実施計画書等) バリデーション実施計画書は、医薬品・医薬部外品GMP省令第13条の「あらかじめ指定した者」、すなわちバリデーション基準でいう「バリデーション責任者」が“自ら”作成することとしなければならないか。又は個々の担当者(実務担当者)が作成したものを確認し、承認する方法によっても差し支えないか。

〔答〕 バリデーション実施計画書の作成責任者は、バリデーション責任者であり、その指示の下に実務担当者が作成に係る作業を行ったものに対しても最終的な責任を負う必要があり、少なくともバリデーション責任者は、バリデーション実施計画書の作成、変更等の承認を行っていないといけない。

〔問〕 GMP 13-80 (バリデーション実施計画書等) バリデーション基準別紙3-4-2における

工程管理の定期照査の実施に当たっても、バリデーション実施計画書を作成する必要があるのか。

〔答〕 工程管理の定期照査とは、日常的な工程管理の結果及び試験検査結果を集積し、変動要因が許容条件の範囲内にあることを定期的に評価し、確認することである。手順書等に日常的な工程管理等の結果を集積し、評価及び確認する方法をあらかじめ明確に規定しておくこと。工程管理の定期照査のためにバリデーション実施計画書をあらためて作成する必要はない。

〔問〕 GMP 13-81 (バリデーション実施計画書等) 定期的な再バリデーションにおける「保守点検時における設備の適格性の確認」又は「計測機器の定期点検時の校正」の実施頻度が多くなる場合におけるバリデーション実施計画書については、年間計画書のようなものにより1年間に実施するものについてまとめて作成することとしても差し支えないか。

〔答〕 設問の場合のようにバリデーション実施計画書について年間単位で複数のバリデーションに係るものをまとめて作成することは、その内容が妥当なものであれば、年間計画書のようなものにより作成することとしても差し支えない。ただし、そのような方法によりバリデーション実施計画書を作成することについて、あらかじめバリデーション手順書に定めておくものとする。

〔問〕 GMP 13-82 (バリデーション実施計画書等) バリデーション基準2(5)ア(エ)に、バリデーション実施計画書に定める事項として「検証の方法(検証結果の評価方法を含む。)」とある。「評価方法」の基準については言及されていないが、自主的に定めた基準により評価を行うこととして差し支えないか。

〔答〕 バリデーション実施計画書に定める検証結果の評価方法としての評価基準は、製品の品質を確保するために各製造業者等として設定することとして差し支えない。しかし、日本薬局方の規定(例えば、各条の精製水の規格)及び製造販売承認(届出)事項については、これよりも緩和な規格又は基準を採用することは認められない。なお、一般的に認められている基準、例えば最終滅菌法の無菌性保証レベル「 $10^{-6}$ 以下」等については、それを基準として採用することが望ましい。

〔問〕 GMP 13-83 (バリデーション実施計画書等) バリデーション基準2(5)ア(エ)のバリデーション実施計画書に定める事項としての「検証の方法(検証結果の評価方法を含む。)」には、評価結果が期待される結果と異なった場合において採るべき措置も含めるべきか。

〔答〕

1. 必ずしも必要ではない。バリデーションにおける検証の評価結果が期待する結果と異なった場合において採るべき措置の一般的事項については、あらかじめバリデーション手順書に定めておくこと。
2. 検証の評価の結果見出された不備の改善のための提案は、バリデーション結果報告書において述べるものであること。

〔問〕 GMP 13-84 (バリデーション実施計画書等) 「バリデーション基準」の2(5)ア(ク)のバリデーション実施計画書に定める事項としての「その他必要な事項」とは具体的にはどのようなことか。

〔答〕 製造業者等がバリデーションを実施する上で必要な事項としてあらかじめ自主的に定めるものを指す。該当するものがあれば必ず記載するものとする。

〔問〕 GMP 13-85 (バリデーション実施計画書等) バリデーション結果報告書の作成に当たって留意すべき事項は何か。また、バリデーション実施計画書及びバリデーション結果報告書の作成に当たって、「実施計画・報告書」として様式を一体化することとしても差し支えないか。

〔答〕

1. バリデーション実施計画書に対応するバリデーション結果報告書は、バリデーションにおいて得られた結果を要約し、把握されたすべての逸脱についてコメント(逸脱の原因又は理由を適切に記載するものとする。)し、適切に結論をまとめ、不備の改善のために推奨される変更その